

改正後全文

雇児発第487号

社援発第1274号

老発第273号

平成13年7月23日

(最終改正：平成24年3月28日)

都道府県知事

各 指定都市市長 殿

中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人指導監査要綱の制定について

社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人（以下「法人という。」）の指導監査については、これまで「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧要綱」という。）により行われてきたところではありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業

法等の一部を改正する等の法律」(平成12年法律第111号)の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等関係通知の改正等を踏まえ、法人の指導監査の指針として別添のとおり社会福祉法人指導監査要綱を制定いたしましたので、法人の適正な運営を確保する観点から本要綱に基づき適切に指導監査を行っていただくようお願いいたします。

なお、指導監査を行うに際しては、下記の事項について御留意いただくよう併せてお願いいたします。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、当該通知の施行に伴い、旧要綱は廃止する旨を併せて申し添えます。

記

1 指導監査の目的

法人に対する指導監査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導監査事項について指導監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものであること。

2 指導監査の実施等

(1) 指導監査の実施に当たっては、指導監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、別添の「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、効果的な指導監査の実施に努められたい。

なお、実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前回の指導監査の結果等を勘案してその効果的実施について十分留意すること。

(2) 法人運営と施設又は事業(以下「施設等」という。)の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、法人の指導監査は、施設等の指導監査における指摘事項

を把握した上で実施することが望ましいこと。特に、指定都市又は中核市においても施設等を経営している道府県所管法人に対する指導監査に当たっては、施設等の指導監査を担当する指定都市・中核市と法人の指導を担当する道府県が十分連携を取りながら指導監査を実施することが望ましいこと。

(3) 指導監査は、一般監査と特別監査とする。一般監査については、実地において行うものとし、以下のいずれも満たす法人については、一般監査を2年に1回とすること。

ア 法人本部の運営について法及び関係法令・通知（法人に係るものに限る）に照らし、特に大きな問題が認められない。

イ 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。

(4) さらに、(3)の ア、イに関して問題が認められない法人が外部監査を活用した場合において、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると所轄庁が判断するとき、又は、当該法人において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると所轄庁が判断するときにおいては、一般監査を4年に1回として差し支えないこと。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して所轄庁が認めるものに限る。

なお、ISO9001の認証取得施設を有する法人についても、これと同様に取り扱って差し支えない。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。（福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われている）

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。

(5) 法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報、現況報告書の確認の結果等でそのおそれがあると認められる場合は、(3)及び(4)の取扱いによらず随時指導監査を実施すること。

(6) 新たに設立された法人については、設立年度又は次年度の早期に指導監査を実施すること。なお、この場合、施設整備を伴うものについては、施設整備担当部局と十分

な連携の上実施すること。

- (7) 特別監査については実地において行うものとし、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施すること。
- (8) 指導監査の結果、改善を要する事項については、改善措置を文書をもって指導すること。また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について確認のための再調査を実施すること。
- (9) (8)の指導に係る事項について改善が図られない場合は、個々の事例に応じ、法第56条又は第58条の規定により改善を命ずる等所要の措置を講ずること。
- (10) さらに、法令違反などが明らかになった場合は、法第56条第2項から第4項までの規定に基づく業務の全部又は一部の停止、理事の解職勧告、解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施すること。
- (11) 指導監査結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることを踏まえ、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいこと。

3 他機関等との連携

- (1) 法人が複数の都道府県市に施設等を経営している場合については、施設等の指導監査を実施した都道府県知事等は、当該法人が経営する他の施設等について関係する都道府県市及び厚生労働省（地方厚生局を含む。）に対し、指導監査結果の情報提供に努めること。
- (2) 衛生部（局）等の他部（局）の監督下にある施設を営する法人の指導監査に当たっては、当該部局等との連携を図る体制を整えて実施するとともに、指導監査内容について必要な情報の交換に努めること。

4 指導監査結果の報告

都道府県、指定都市及び中核市が実施した各年度の指導監査結果については、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室に報告すること。

社会福祉法人指導監査要綱

項 目	指 導 監 査 事 項	備 考	根 拠
<p>I 組織運営</p> <p>1 定 款</p> <p>2 役 員</p> <p>(1)定数・現員</p> <p>(2)選任・任期</p> <p>(3)適格性</p>	<p>1 定款準則に準拠していること。</p> <p>2 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。</p> <p>1 欠員が生じていないこと。</p> <p>1 役員を選任する手続が、定款の定めに従って行われていること。</p> <p>2 役員が明確になっていること。 なお、補欠の役員は、前任者の残任期間であること。</p> <p>3 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当なこと。</p> <p>1 欠格事由を有する者が選任されていないこと。</p>	<p>法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われることが望ましいこと。</p> <p>選任関係書類は、次のとおり。</p> <p>① 理事会議事録（評議員会議事録）</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>④ 委嘱状</p> <p>欠格事由は次のとおり。</p> <p>① 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>② 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、そ</p>	<p>定款準則</p> <p>法第43条 施行規則第3条</p> <p>法第37条 審査基準第3-6-(2)</p> <p>法第36条 定款準則第7条</p> <p>法第36条第2項 審査基準第3-6-(3) 定款準則第6条</p> <p>審査基準第3-4-(3) 定款準則第7条備考</p> <p>法第36条第4項</p>

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。

ただし、社会福祉協議会にあっては役員の総数の5分の1までは差し支えないこと。

3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。

4 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。

5 役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。

「勤務実態に即して支給することとされている役員報酬については、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様の勤務体制を求めものではないこと。

審査基準第3-1-(1)

審査基準第3-1-(2)

審査基準第3-1-(3)

定款準則第8条
審査要領第3-(6)

3 理事
(1)定数

定数は、6名以上であること。

審査基準第3-2-(3)
定款準則第5条備考

(2)適格性

1 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。

親族等の特殊の関係のある者とは次のとおり。

- ① 当該役員と民法に定める親族関係にある者
- ② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
- ③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- ⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であつて、役員と同等の権限を有する者
- ⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人

また、親族等特殊の関係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。

理事定数	親族等の人数
6～9名	1名
10～12名	2名
13名～	3名

2 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。

審査基準第3-2-(5)

3 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。

次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者であること。

- ① 社会福祉に関する教育を行う者
- ② 社会福祉に関する研

審査基準第3-2-(6)、(8)
審査要領第3-(1)、(2)

また、社会福祉協議会にあっては、その区域に

において社会福祉事業を営
営する団体の役職員及び
ボランティア活動を行う
団体の代表者を理事とし
て加えること。

究を行う者

- ③ 社会福祉事業又は社
会福祉関係の行政に従
事した経験を有する者
- ④ 公認会計士、税理
士、弁護士等社会福祉
事業の経営を行う上で
必要かつ有益な専門知
識を有する者

次のような者は、地域
の福祉関係者であるこ
と。

- ① 社会福祉協議会等社
会福祉事業を行う団体
の役職員
- ② 民生委員・児童委員
- ③ 社会福祉に関するボ
ランティア団体、親の
会等の民間社会福祉団
体の代表者等
- ④ 医師、保健師、看護
師等保健医療関係者
- ⑤ 自治会、町内会、婦
人会及び商店会等の役
員
- ⑥ その他その者の参画
により施設運営や在宅
福祉事業の円滑な遂行
が期待できる者

- 4 当該法人の経営する社
会福祉施設の長等が1名
以上参加していること。
ただし、評議員会を設
置していない法人にあっ
ては、施設長等施設の職
員である理事が理事総数
の3分の1を超えてはな
らないこと。

(3)代表者

- 1 理事長は、各理事の意
見を十分に尊重し、理事
会の決定に従って法人運
営及び事業経営を行って
いること。
なお、代表権の制限を
行う場合には、組合等登
記令（昭和39年政令第29
号）に基づき、その内容

審査基準第3-2-(7)
審査要領第3-(3)

法第38条
審査基準第3-2-(2)
定款準則第5条第3項、
同条備考(4)、(5)、
第9条第1項

4 監事・監査

を登記すること。

2 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。

3 理事長の職務代理が指名されていること。

1 理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。

2 1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。

また、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。

監事については、「地域福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。

ただし、平成19年4月1日時点において現に上記の要件で監事に就任している者については、任期終了まで監事とする。また、平成20年3月31日までに任期が終了する者については、他に適任者がいない場合に限り1回限り再任が可能。

3 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。

4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。

法第38条
審査基準第3-2-(2)

定款準則第10条

法第41条
審査基準第3-3-(1)

審査基準第3-3-(2)、
(3)

審査要領第3-(2)

審査基準第3-3-(4)

審査基準第3-3-(5)

5 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。

6 財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。

7 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存されていること。

5 理事会
(1) 審議状況

1 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。

2 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。

法第40条第1号、第2号
定款準則第11条第1項

審査基準第3-5-(1)

法第40条第3号、第5号
審査基準第3-3-(2)
定款準則第11条第2項、同条備考

定款準則第9条

定款準則第9条第5項
～第8項、同条備考
(4)、(5)

3 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がないこと。

4 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。

理事会の要議決事項は次のとおり。

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- ⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項
- ⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更
- ⑧ 施設長の任免その他重要な人事
- ⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）
- ⑩ 役員報酬に関する事項
- ⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項
なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すればよいこと。

審査基準第3-2-(1)
定款準則第9条備考
(2)、(3)

法第24条
審査基準第2-2-(2)イ
定款準則第8条第3項、
第9条第1項、同条備考(1)、第12条第2項、
同条備考一（評議員会の権限）の条、第14条、第17条、第18条
第1項、第20条、第21条、同条備考一、二、
第23条、第24条、第25条第1項、第27条

(2)記 録

議事録は、正確に記録され、保存されていること。

議事録記載事項は次のとおり。

- ① 開催年月日
- ② 開催場所
- ③ 出席者氏名（定数）
- ④ 議案
- ⑤ 議案に関する発言内容

定款準則第9条第8項

6 評議員・
評議員会

- 1 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りでない。
 - ① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業
 - ② 保育所を経営する事業
 - ③ 介護保険事業
- 2 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。
- 3 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。
- 4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。
- 5 地域の代表が参加していること。
また、社会福祉協議会にあつては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役職員及びボランティア団体の代表者が参加していること。
- 6 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。

- ⑥ 議案に関する表決結果
- ⑦ 議事録署名人(議長及び当該理事会において選出された理事2名)の署名又は記名押印、その年月日

審査基準第3-4-(1)、
(2)
定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1)
審査要領第3-(4)

法第42条第2項
定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(2)

定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第2項、同条備考

審査基準第3-4-(4)

審査基準第3-4-(5)、
(6)

審査基準第3-4-(3)
定款準則第12条備考一(評議員会)の条第2項～第8項、同条備考

7 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。

評議員会の要審議事項は次のとおり。

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ③ 定款の変更
- ④ 合併
- ⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- ⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(3)

審査基準第3-4-(2)
定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、同条備考
審査要領第3-(4)

8 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。

評議員会への欠席が継続している評議員がいる場合には、十分な指導を行うこと。

定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第1項

9 議事録は正確に記録され、保存されていること。

定款準則第12条備考一(評議員会)の条第9項

II 事業

1 事業一般

1 定款に記載されている事業が行われていること。

事業を停止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続を行わせること。

審査基準第1

2 定款に記載されていない事業を行っていないこと。(定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。)

定款に記載されていない事業を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、実態に合わせた定款変更等の手続を行わせること。

審査基準第1
定款準則第21条備考一(種別)の条第2項
(注)

3 公益的取組(公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料

審査基準第1

の減免等を含む。)が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。

2 社会福祉事業

(1) 運営状況

1 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。

2 社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。

社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）又は収益事業の支出に充てていないこと。

3 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。

(2) 事務手続

事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が遅滞なく行われていること。

審査基準第1-1-(1)

法第22条、第26条第2項

審査基準第1-1-(4)、第2-2-(2)イ

審査要領第2-(3)

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」

(平成12年3月10日老人保健福祉局長通知)

「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児童家庭局長通知)

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日社会・援護局障害保健福祉部長通知)「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

(平成16年3月12日社会・援護局長等連名通知)

法第4条、第5条

法第62条～第64条、第67条～第69条

3 公益事業
(1)必要性

1 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。

審査基準第1-2-(1)、(2)、(5)
審査要領第1-2

2 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。

法第26条第1項
審査基準第1-2-(3)

3 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。

審査基準第1-2-(4)

4 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。

法第26条第2項
定款準則第16条

(2)剰余金
が出た
場合の
処分

剰余金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。

審査基準第1-2-(6)
定款準則第21条備考一(剰余金が出た場合の処分)の条

4 収益事業
(1)必要性

社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令第4条各号及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。(3)において同じ。)の経営の財源に充てるために行われているものであること。

法第26条第1項
審査基準第1-3-(1)、(3)

(2)事業内容

1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。

審査基準第1-3-(4)
審査要領第1-3-(1)、(3)、(4)

2 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。

審査基準第1-3-(5)

3 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。

審査基準第1-3-(2)
審査要領第1-3-(2)

4 社会福祉事業用設備の

法第26条第1項

	使用又は社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。		審査基準第1-3-(4)
	5 収益事業は、特別会計とされていること。		法第26条第2項 定款準則第16条
(3) 収益の処分	収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。		法第26条第1項 審査基準第1-3-(3) 定款準則第21条備考二（収益の処分）の条
Ⅲ 管 理			
1 人事管理			
(1) 任免関係	施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。		審査基準第3-6-(4) 定款準則第12条第2項
(2) 職務関係	職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。		法第90条第1項
2 資産管理			
	1 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。		審査基準第2-2 定款準則第13条、同条備考
	2 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。	次のような財産又は方法で管理運用することは原則として適当でない。 ① 価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等） ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等） ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産） ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）	審査基準第2-3-(1) 定款準則第15条第2項
	3 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で	運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められ	審査基準第2-3-(2)

行われていることが望ましいこと。

4 株式の保有は原則として右の場合に限られること。

5 株式の保有が認められる場合において、株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）

る。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限る。

- ① 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ② 社会福祉法人において、基本財産として寄付された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄付されたものも含む。
- ③ 上記①及び②の場合は株式の保有が認められるが、その場合でも、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。
- ④ 基本財産として株式が寄付される場合には、社会福祉法人としての適切な活動等のため、所轄庁においては、寄付を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄付の目的について十分注意し、必要な指導等を行うこと。

- ① 名称
- ② 事務所の所在地
- ③ 資本金等
- ④ 事業内容
- ⑤ 役員の数及び代表者

審査要領第2-(8)～(10)

審査要領第2-(11)

については、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の右に定める事項を記載した書類を提出していること。

6 法人の財産(基本財産、基本財産以外の財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにされていること。

7 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。

8 基本財産を、(所轄庁)の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く。)

9 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。

10 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共

の氏名

- ⑥ 従業員の数
- ⑦ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
- ⑧ 保有する理由
- ⑨ 当該株式等の入手日
- ⑩ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事、取引等)

審査基準第2-3-(3)

基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。

審査基準第2-2-(1)イ

所定の手続を経ずに、処分、貸与し又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。

審査基準第2-2-(1)ア、第5-(1)定款準則第14条
審査要領第2-(5)

審査基準第2-2-(2)イ

審査基準第2-1-(1)

団体の使用許可等を受けていること。

- 11 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。

審査基準第2-1-(1)

3 会計管理 (1) 予算

- 1 予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。

定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条

- 2 予算が適正に執行されていること。
なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。

定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第21条

(2) 会計処理

- 1 経理規程を制定していること。

定款準則第20条
新会計基準(課長通知)1-(4)
旧会計基準(局長通知)3-(1)、4-(1)

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知)

「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)

- 2 会計責任者が置かれていること。
なお、会計責任者と出

新会計基準(課長通知)1-(1)、1-(2)
旧会計基準(課長通知)

	<p>納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。</p> <p>3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>	<p>)1-(1)</p> <p>新会計基準(課長通知)1-(1)</p> <p>旧会計基準(課長通知)1-(1)</p>
(3)債権債務の状況	<p>1 借入金は、理事会の議決(及び評議員会の意見の聴取)を経て行われていること。</p> <p>また、借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p> <p>2 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。</p>	<p>定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第17条、第21条</p> <p>審査要領第2-(1)、(2)</p>
(4)決算及び財務諸表	<p>1 決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。</p> <p>2 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。</p>	<p>定款準則第12条備考一(評議員会の権限)の条、第18条</p> <p>新会計基準(課長通知)3</p> <p>旧会計基準(課長通知)1-(3)</p> <p>法第44条第2項、第4項</p> <p>審査基準第3-5-(2)</p> <p>定款準則第18条</p> <p>新会計基準(課長通知)3</p> <p>旧会計基準(課長通知)1-(3)</p>
(5)その他	<p>1 寄附金を募集する際には、関係法令の定めに従い行われていること。また、寄附金が募集の際の用途に即して使用されていること。</p> <p>2 社会福祉施設の利用者</p>	<p>法第73条、第120条</p> <p>施行規則第14条</p> <p>指導監督徹底通知5-</p>

	又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。		(4)-工
	3 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされていること。		会計基準(課長通知)1-(6) 指導監督徹底通知5-(4)-工
4 その他	1 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。	法人の業務及び財務等に関する情報はインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適当であること。 また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが望ましいこと。	法第44条第4項、第75条～第77条、第79条 審査基準第3-5-(2) 定款準則第18条第2項
	2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。		法第78条第1項
	3 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。		法第82条
	4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。		組合等登記令(昭和39年政令第29号) 審査基準第2-1-(1)

※ 法令・通知の略号

- 法 → 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 施行規則 → 社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)
- 審査基準 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局長等連名通知)(別紙1)
- 定款準則 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局長等連名通知)(別紙2)
- 審査要領 → 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社会・援護局企画課長等連名通知)
- 新会計基準(課長通知) → 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成23年7月27日社会・援護局福祉基盤課長等連名通知)
- 旧会計基準(局長通知) → 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社会・援護局長等連名通知)(経過的に平成26年度まで適用可)
- 旧会計基準(課長通知) → 「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知)(経過的に平成26年度まで適用可)

- 指導監督徹底通知 → 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日社会・援護局長等連名通知）